

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業

重要事項説明書

白島荘グループホーム「華の家」

箕面市白島三丁目5番50号

電話番号 072-725-4165

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業重要事項説明書

あなた、またはあなたの家族が利用しようと考えている(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業について、契約を締結する前に知っておいて戴きたい内容の説明を致します。わからない事、わかりにくい処があれば遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第9条及び厚生労働省令第36号(平成18年3月14日)第11条の規定に基づき、(介護予防)認知症対応型生活介護事業提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 行松 英明
所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
連絡先	電話番号 072-724-8166

2 利用者へのサービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 白島荘グループホーム「華の家」		
介護保険指定	箕面市		
事業者番号	第2771400484号		
事業所所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号		
連絡先	電話番号 072-725-4165	FAX	072-720-2054
管理者氏名	西井 裕之		
相談担当者名	齋藤 恵子		
事業所の通常の事業実施地域	箕面市		

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、『認知症化があっても、地域住民の一員として、ごく普通の家庭生活ができること』を基本理念とした介護サービスの提供に努め、要介護状態の利用者に対して、適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

運営方針 尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るように、利用者の心身の状況、病歴等の特性を踏まえ、認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、家庭的な環境のもと食事、

入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。

そのために次のことに努める

- ① 大切な人や物が存在すること。(認知症を理解し、訓練された職員が援助する。昔から慣れ親しんだ個人の所有物のある空間)
- ② プライバシーが守られていること。
- ③ 衣食住が保障されていること。(パーマや服装は自由)
- ④ できるだけ規則のない生活であり、自己決定権と拒否権があること。
- ⑤ 地域に開かれており、密室化せず、常にボランティア等サポート体制が整っていること。
- ⑥ 笑顔がいつもあり、表情豊かな生活に心がけること。
- ⑦ 基本的なスタンスは「ゆっくり、いっしょに、楽しく」であること。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	1年365日	・	営業時間	1日24時間
-----	--------	---	------	--------

(4) 居室の概要

当グループホームでは以下の居室・設備をご用意しています。

個室 (一人部屋)	9室	10.70～12.86 m ²
個室トイレ	9室	1.79 m ² ～2.26 m ²
食堂・居間	1室	25.93 m ²
浴室	1室	7.36 m ²
脱衣室	1室	5.61 m ²
洗濯室	1室	4.53 m ²
共用トイレ	1室	2.94 m ²

(5) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前9時15分から 午後6時00分

(6) 事業所の定員

定員	9名
----	----

(7) 事業所の職員体制及び職務内容

管理者 西井 裕之

従業員の職種	職員数	勤務体制
管理者	1名	常勤 (兼務)
計画作成担当者	1名	常勤 (兼務)
介護職員	11名	常勤及び非常勤
看護職員	1名	非常勤

①管理者

管理者は、従業員及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている介護サービスの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

② 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

③ 介護従事者

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

④ 看護職員

看護職員は、利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整、看取りに関する指針の整備を行います。

(8) 介護職員の勤務体制

- ・早出（08：25 ～ 17：10） ・日勤（9：45 ～ 18：30）
- ・遅出（10：30 ～ 19：15） ・夜勤（17：30 ～ 翌10：30）

※ 介護職員は法定の3：1を遵守しております。

(9) 看護職員の勤務体制

- ・日勤（9：00 ～ 15：00）

3 提供するサービスの内容

(1) サービス内容

- ① （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ② 療養上必要な事項についての指導及び説明
- ③ 住居及び食事の提供
- ④ 日常生活の中での機能訓練
- ⑤ 食事、入浴及び排泄等の日常生活援助

(2) 提供するサービスの基本料金（利用料は介護保険の自己負担額が1割の場合での1日あたりの利用者負担分です）

1. （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（1割）

要支援2				
801円				
要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
806円	844円	868円	886円	905円

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業 (2割)

要支援 2				
1,602 円				
要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1,611 円	1,687 円	1,735 円	1,771 円	1,809 円

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業 (3割)

要支援 2				
2,403 円				
要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2,416 円	2,530 円	2,603 円	2,656 円	2,713 円

*上記金額は目安です。多少の誤差がでる場合があります。

(3) 加算される料金

- ① 入居した日から30日以内期間には、初期加算として1日32円(1割)、1日64円(2割)、96円(3割)加算いたします。
- ② 健康管理・医療連携体制を強化している為、医療連携加算として1日につき41円(1割)、82円(2割)、123円(3割)加算いたします。
- ③ 介護従事者で7年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されている為、サービス提供体制強化加算として1日につき7円(1割)、14円(2割)、21円(3割)加算いたします。
- ④ 若年性認知症利用者に対して、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受け入れ加算として1日につき126円(1割)、252円(2割)、378円(3割)加算いたします。
- ⑤ 管理栄養士から食事に関する助言・指導をもらっている為、栄養管理体制加算として1月につき32円(1割)、64円(2割)、96円(3割)加算いたします。
- ⑥ 科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進する為、科学的介護推進体制加算として1月につき43円(1割)、85円(2割)、127円(3割)加算いたします。
- ⑦ 介護職員処遇改善加算 I
利用者ごとのサービス総単位数に11.1%を掛けて算出した額の1割(または2割、または3割)がご負担となります。ただし、区分支給限度額限度額の対象外となります。
- ⑧ 介護職員特定処遇改善加算 II
利用者ごとのサービス総単位数に2.3%を掛けて算出した額の1割(または2割、または3割)がご負担となります。ただし、区分支給限度額限度額の対象外となります。

	初期加算	医療連携加算	サービス提供体制 強化加算	若年性認知症利用 者受け入れ加算
1日あたり (1割)	32円	41円	7円	126円
1日あたり (2割)	64円	82円	14円	252円
1日あたり (3割)	96円	123円	21円	378円

(4) その他の費用 (介護保険の対象とならないサービス)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担になります。

家賃(月額・水道光熱費含む)	食費(日額)	貴重品管理費(日額)	リネン代(日額)
75,000円	1,200円	50円	30円

おむつ代 (一枚について)

尿とりパット小	尿とりパット大	紙おむつ
50円	90円	170円

1日あたりの負担金額 (四捨五入)

家賃	食費	貴重品管理費	リネン代
2,500円	1,200円	50円	30円

※基本料金について、月途中の契約開始や契約解除、及び入退院が発生した時は、日割り計算による支払いと致します。

※食費について、月途中の契約開始や契約解除、及び入退院が発生した時と、外泊開始の翌日から外泊終了の前日までの期間を除き、日割り計算による支払いと致します。

また、介護支援計画で「外食」を行った場合は、施設で提供する一食相等額の食費はいただきません。

※家賃は、外泊や入院中も利用者の負担となります。

※契約者の希望により、貴重品管理サービスを別途定める契約書によりご利用いただけます。

※喫茶ひまわりは、50円～ご利用いただけます。(消費税含む)

※喫茶ペコは、100円～ご利用いただけます。(消費税含む)

※理髪サービス、月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔そり等)をご利用いただけます。利用料金、1回あたり 1,000円～(消費税 非課税です)

(5) 食事時間

- ・朝食 7時15分から
- ・昼食 12時00分から
- ・夕食 18時00分から

(6) 入浴

利用者の希望とこれまでの生活習慣、及び心身の状況に合わせて入浴を行います。

(7) 機能訓練

利用者の心身の状況に応じて、生活機能の維持改善に努めます。

(8) 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

利用料その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。翌月22日までに契約時に申し込みした預金口座からの自動振替の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

※利用料その他の費用の支払いについて、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には契約を解約した上で、未払い部分をお支払いいただくことになります。

(9) サービスの提供内容の相談窓口について

利用にあたっての相談は、下記の窓口までご連絡ください。

白島荘グループホーム「華の家」

西井 裕之 電話番号 072-725-4165

○重度化した場合の対応に係る指針について

1. 医師や医療機関との連携体制について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに予め指定する連絡先にも連絡いたします。緊急の場合は協力医療機関へ受診・搬送させていただきます。

併設診療所

名 称	住 所	電 話 番 号
白島荘診療所	箕面市白島三丁目5番50号	072-724-5511

協力医療機関

名 称	住 所	電 話 番 号
箕面市立病院	箕面市萱野5丁目7-1	072-728-2001
医療法人ガラシア会 ガラシア病院	栗生間谷西6丁目14-1	072-729-2345

医療法人協和会 協和会病院	吹田市岸部北1-24-1	06-6339-3455
デンタルクリニック・アリス箕面	箕面市稲5丁目2-40	072-726-3005

夜間緊急時の対応については、下記の介護老人福祉施設に協力を要請し、速やかに対応できる体制をとっています。

※バックアップ施設

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 特別養護老人ホーム白島荘

電話番号 072 - 724 - 5511

所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

2. 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取り扱いについて

① 居住費について

入所期間中と同額を利用者に、ご負担いただきます。

② 食費について

入院初日及び退院日は、入所期間中と同額を利用者に、ご負担頂きます。

③ リネン代について

入院初日及び退院日は、入所期間中と同額を利用者に、ご負担頂きます。

3. 看取りに関する指針

(1) 看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来死に到ることが予想される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に到るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護を心を込めて行うことです。

(2) 看取り介護の視点

終末期の過程においては、死後をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することが普通の状態では考えられます。

華の家での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ、自然な死を迎えられることと受けとめ、利用者又はご家族に以下の確認を事前に行いご理解を得たいと思います。

① 華の家における医療体制の理解

常勤医師の配置がない為、主治医及び協力病院等と連携し、24時間連絡体制を確保して、必要に応じ医師による健康上の管理等の対応を行うこと。

② 病状の変化等に伴う緊急時の対応について

主に看護師が医師と連絡をとり判断すること。

夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡を取って緊急

対応を行うこと。

③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること

④ 看取りの介護に対する家族の同意を得ること

(3) 「華の家」での看取り介護の条件

(ア) 医師により一般的に認められる医学的見地から、回復の見込みがないと判断され、且つ、医療機関での対応の必要性が低いと判断された場合

(イ) 利用者本人の希望がある場合（家族の承諾が必要）

(ウ) 利用者本人の希望が確認できない時は、生活歴・人生観を検討し且つ家族の希望があった場合

(エ) 苦痛がない場合（座薬・内服薬で緩和できる場合は可能）

(オ) 呼吸苦がない場合

(カ) 伝染性の疾患でない場合

(キ) 治療を必要とする疾患がない場合

(4) 看取り介護の方法

医師より医学的見地から医療機関での対応の必要性が低いと判断された利用者に対し、利用者家族にその判断内容を説明し、看取り介護に関する計画を作成し、終末期を華の家で過ごすことに同意を得たうえで実施します。

又、状況においてはご利用者家族に付き添いをお願いする場合があります。

4、秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第12条参照）

(1) 利用者及び契約者等に関する秘密の保持について

事業者及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び契約者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了したあとも継続します。

(2) 情報の保護について

事業者は利用者及び契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び契約者等の個人情報を用いません。

事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の責任をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

5、高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	村山 洋
-------------	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6、緊急時の対応方法について（契約書第 13 条参照）

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに予め指定する連絡先にも連絡いたします。緊急の場合は協力医療機関への搬送をさせていただきます。

主治医

利用者の主治医名	
医療機関名称	
所在地	
電話連絡先	

家族等連絡先

	第一連絡先	第二連絡先
氏名・続柄		
住所		
電話連絡先		

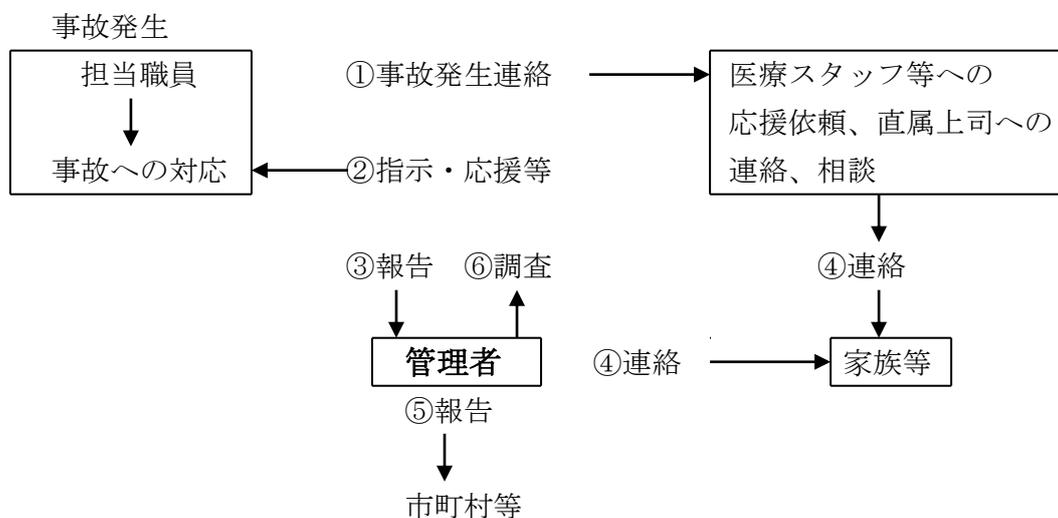
夜間緊急時の対応については、下記の介護老人福祉施設に協力をいただき、速やかに対応をお願いするようにしています。

※バックアップ施設

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 特別養護老人ホーム白島荘
 電話番号 072 - 724 - 5511
 所在地 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号

7、事故発生時の対応について

*利用者に事故が発生した時の対応



8、損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- | | |
|--------|------------------|
| ・保険会社名 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 |
| ・保険名 | 福祉事業者賠償保険 |

9、非常災害対策について

- | | |
|---------|--------------------|
| ①防災時の対応 | 消防防災計画書 |
| ③ 防災設備 | 火災報知器等の設備を備えております。 |
| ④ 防災訓練 | 年2回の消防防災訓練を実施します。 |
| ⑤ 防火管理者 | 影山 晃（白島荘副施設長） |

10、身体拘束について

身体拘束ゼロ宣言をもとに、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないことを職員に徹底しています。

なお、身体拘束をせざるをえないケースについては、「切迫性・非代替性・一時性」の3つの要件を満たした上で、利用者及びその家族に同意を得て記録化いたします。

11、衛生管理について

介護サービスを提供する事業所、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管

理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

事業所において食中毒及び感染症が発生し、蔓延しないように必要な措置を講じます。また、これらを防止する為の措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な関係を保っていきます。

12、運営推進会議について

2ヶ月に1回、地域に開かれた運営を目指し、運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態等を中心に報告するとともに、内外の件に関しての活発な意見交換のできる場として運営推進会議を行います。参加者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市の職員、地域包括支援センターの職員、地域密着型サービスに関して知見を有する人等です。

13、提供するサービスの第三者評価実施状況の有無

⑦ ・ 無 （ 令和 3年 5月 6日 公表 ）

14、サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 利用者の相談又は苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談、苦情等の常設窓口として、相談担当者を置くと共に適切な対応ができるよう別に定める苦情解決事業を円滑に推進します。又受付担当者が不在の場合でも、苦情受付簿を作成し、担当者に引き継ぐよう周知します。

苦情解決体制

苦情解決責任者

[職・氏名] 特別養護老人ホーム白島荘
荘長 村山 洋

苦情受付担当者

[職・氏名] 白島荘グループホーム「華の家」
管理者兼介護職員 西井 裕之
計画作成担当兼介護職員 齋藤 恵子

常設窓口 電話番号 072-725-4165 ファックス 072-720-2054

第三者委員

橋口 久美子（学識経験者）
西尾 英子（有識者）
南 恵子（白島地区民生委員・児童委員）

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

1 利用者への周知徹底

施設内への掲示、パンフレットの配布等により苦情解決責任者、苦情受け付担当者及び第三者の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

2 苦情の受付

- ① 利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する。
- ② 第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- ③ 苦情受け付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る。
- ④ 苦情受付担当者は苦情を受付、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成する。

3 苦情受付の報告

苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。

4 苦情解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は必要に応じ第三者の助言、立会を求めることができる。

5 苦情解決の記録、報告

- ① 苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について、苦情相談処理報告書に記録する。
- ② 苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申出人及び第三者委員に対し報告する。又解決改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する。

6 解決結果の公表

サービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き事業報告や広報誌などに実績を掲載し公表する。

(3) その他参考事項

当事業所において処理し得ない内容についても関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し処理する。

(1) 担当部署・窓口の名称

【事業者の窓口】白島荘グループホーム「華の家」

所在地	箕面市白島三丁目5番50号		
電話番号	072-725-4165	FAX	072-720-2054
受付時間	午前9時15分～午後6時00分		

【市町村の窓口】 箕面市健康福祉部 総合保健福祉センター

所在地	箕面市萱野5丁目8番1号
電話番号	072-727-9559
受付時間	午前9時00分～午後5時00分

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会

所在地	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大道リ FNビル内		
電話番号	06-6949-5418	FAX	06-6949-5417
受付時間	午前9時00分～午後5時00分		

【公共団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

所在地	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階		
電話番号	06-6191-3130	FAX	06-6191-5660
受付時間	月曜～金曜（祝日除く）10時00分～16時00分		

【第3者委員】 苦情処理

氏名	橋口 久美子	西尾 英子	南 恵子
	(学識経験者)	(有識者)	(白島地区民生委員・児童委員)
電話番号	072-751-6818	072-723-6507	072-721-4891

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記の内容について、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第9条及び厚生労働省令第36号（平成18年3月14日）第11条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者 理事長 行松 英明

事業所 所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
事業所名 白島荘グループホーム「華の家」
代表者 特別養護老人ホーム 白島荘
荘長 村山 洋

説明者氏名 _____ 印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第9条及び厚生労働省令第36号（平成18年3月14日）第11条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。